

## 【こども誰でも通園制度について】

国の「こども未来戦略」に基づき、全ての子どもの育ちを応援するため、保護者の就労等の条件にかかわらず一定の時間内（10時間／月）で利用できる新たな制度が創設

## 【会議に意見を求める理由】

国が作成した「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」において、事業所の認可手続きは市町村の児童福祉審議会等への意見聴取を行うとされており、貴会議へ協力を依頼するもの

## 【制度の概要】

【実施施設】 保育所、認定こども園、幼稚園等

【対象】 0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【利用可能時間】 こども一人当たり「月10時間」を上限

【利用料】 1時間当たり300円程度

【利用方法】 定期利用（園・曜日・時間固定）

柔軟利用（好きな日程を予約・利用）

※親子での通園也可

【実施方法】 余裕活用型（空き定員活用）

一般型（専用室/在園児合同）

# こども家庭庁資料抜粋

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p10~12より抜粋)

## 事業の全体像

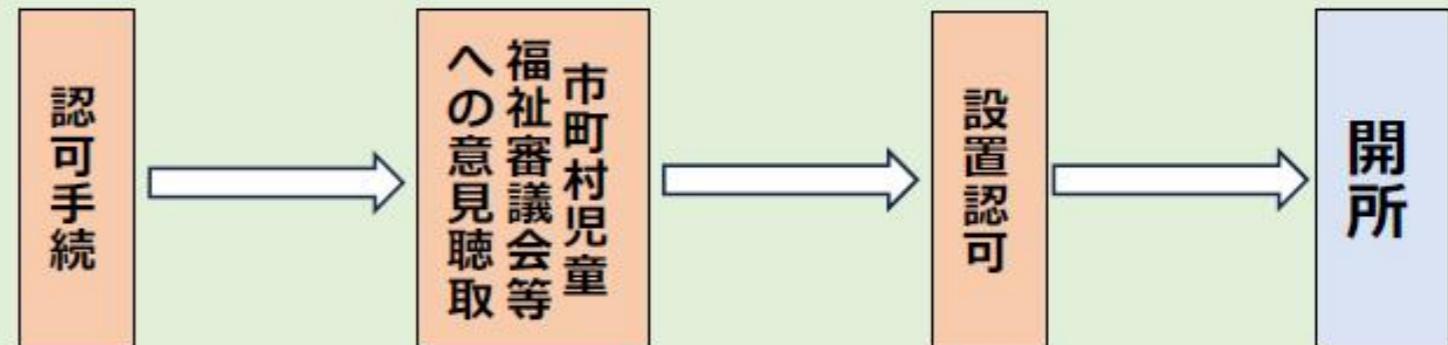
※本制度 = こども誰でも通園制度とする

### «事業の実施方法»

本制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認められた事業者が実施。

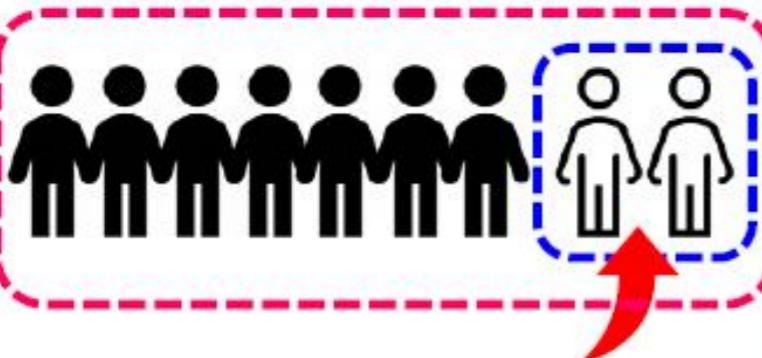
### «提供内容の検討»

#### ①実施方法



#### 余裕活用型

例えば、0歳児・9人クラスで、  
7人の在籍児童しかいない場合、  
保育士は3名以上配置。※1



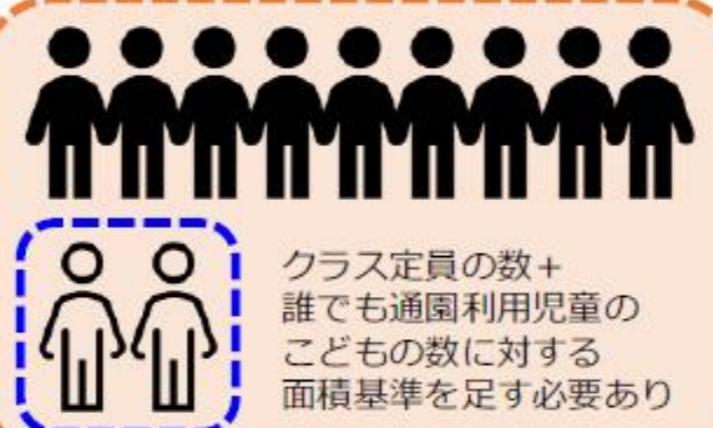
2名の在籍定員の空き枠を活用し  
誰でも通園利用児童を受け入れる

定員の空きを利用

専任保育士の配置は不要

#### 一般型 (在園児合同)

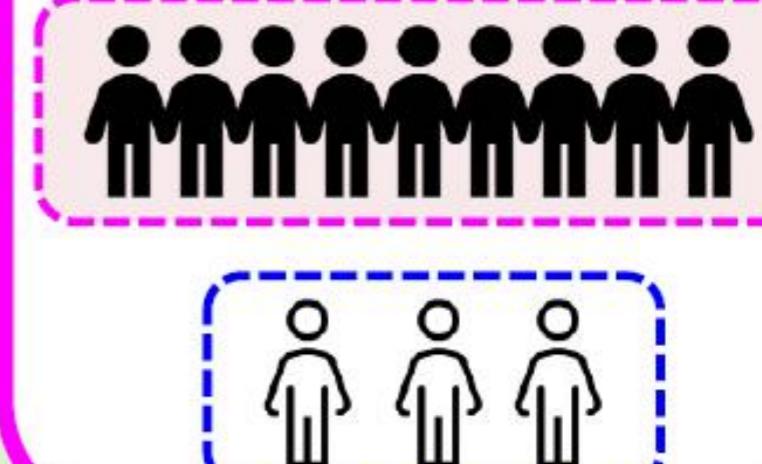
例えば、0歳児・9人クラスの場合。  
クラスの定員枠とは別に、  
クラス内に誰でも通園利用枠を設け、  
且つ専任の保育士を配置。※2



クラス定員の数+  
誰でも通園利用児童の  
子どもの数に対する  
面積基準を足す必要あり

#### 一般型 (専用室独立実施)

クラスとは別に、  
誰でも通園専用室を設け、  
専任の保育士を配置。※3



クラスと合同保育

専任保育士の配置が必要

別室で保育

専任保育士の配置が必要

# こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

## 【今後のスケジュール】

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
こども未来応援会議	○開催			○開催	議会終了後意見の聴取 (意見がある場合のみ)	
保育課	こども未来応援会議への事業説明 ※11月現在7施設と協議中(公立1含む)			こども未来応援会議への事業説明	事業者へ承認	
事業者			□□	事業実施 仮申請期間	準備開始	事業開始
議会		12月議会			● 3月議会終了 条例制定	

# こどもグランドデザイン抜粋

## 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労状況等を問わず利用可能枠の範囲で時間単位の利用ができる給付制度です。

### 量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	0人日	28人日	27人日	27人日	27人日
	確保方策	0人日	28人日	27人日	27人日	27人日
1歳児	量の見込み	0人日	20人日	20人日	19人日	19人日
	確保方策	0人日	20人日	20人日	19人日	19人日
2歳児	量の見込み	0人日	17人日	17人日	16人日	16人日
	確保方策	0人日	17人日	17人日	16人日	16人日

※子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により新たに子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業です。